

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 保険証の更新と保険料をお知らせします

後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

現在お持ちのオレンジ色の保険証は、7月31日で有効期限が切れ、使用できなくなります。

新しい保険証は水色で、7月中旬に簡易書留郵便で送付します（受け取りに印鑑が必要です）。8月1日からは新しい水色の保険証をお使いください。

なお、新しい保険証に記載している一部負担金の割合（1割または3割）は、平成23年度の市県民税の課税所得をもとに判定しています。

また、新しい保険証は、裏面で臓器提供に関する意思表示ができるようになりました。



新しい保険証は水色です▲

入院時の医療費・食事代減額の対象者ではありませんか？

世帯の全員が市県民税非課税（後期高齢者医療の負担区分が低所得者ⅠかⅡ）の人を対象に、入院時に窓口で支払う医療費と食事代が減額される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

※現役並み所得者、一般所得者は対象外です。

●オレンジ色の「減額認定証」を持っている人

更新手続は不要です。

現在お持ちのオレンジ色の「減額認定証」は、7月31日で有効期限が切れ、使用できなくなります。

8月1日以降も引き続き対象となる人には、新しい水色の「減額認定証」を、保険証と併せて送付します。

●低所得者ⅠまたはⅡに当てはまる人で「減額認定証」を持っていない人

健康生活課⑩-2 窓口で申請してください。

【申請に必要なもの】

後期高齢者医療被保険者証（保険証）、印鑑

●入院時の一部負担金と食事代

負担区分	一部負担金の上限額	食事代
現役並み所得者	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目から 44,400円(※2)	260円
一般	44,400円	260円
低所得者Ⅱ(※1)	24,600円	入院日数が90日まで 210円 過去12カ月の入院日数が91日以上の場合 160円
低所得者Ⅰ(※1)	15,000円	100円

※1 低所得者Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の人
低所得者Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円の人（年金収入のみの場合は80万円以下の人）

※2 過去12カ月間に4回以上の高額療養費の支給を受ける場合、4回目からの上限額

平成23年度 後期高齢者医療保険料が決定しました

平成23年度の保険料額が決定しましたので、7月中旬に決定通知書や納付書を送付します。

●保険料額の計算方法

均等割額 47,000円	+	所得割額 【(総所得金額等 - 33万円) × 9.03%】
-----------------	---	-----------------------------------

●保険料の納付方法

種別	対象者
年金からの差し引き(特別徴収)	差し引きの対象となる年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が各月に支給される年金額の半分以上を超えない人（申請することで口座振替に変更できる場合があります）
口座振替または納付書による納付(普通徴収)	上の特別徴収対象の条件に当てはまらない人 特別徴収から口座振替へ納付方法の変更の申し出をした人 平成23年3月以降に後期高齢者医療の被保険者になった人

新たに後期高齢者医療制度に加入した人については、これまで加入していた健康保険と、保険料の支払方法や時期が異なる場合がありますのでご注意ください。

健康生活課 ☎ 63-1420

乳幼児・ひとり親家庭等・障がい者の医療費助成制度

それぞれの制度の対象者の皆さんが、診療所や病院などで診療を受けた場合や保険調剤薬局で薬剤の処方を受けた場合などに支払った一部負担金（保険適用金額）を、所定の申請書で申請すると、全額または一部を助成するものです。助成は届けられた口座に振り込む償還払い方式で行います。

※この制度の適用を受ける場合は、決められた手続きで前もって「受給資格者証」の交付を受けてください。受給資格があっても「受給資格者証」がなければ、制度の適用を受けることができません。

種類・間	対象者	助成内容	資格取得日	手続きに必要なもの
乳幼児医療費助成 子育て支援課 ☎ 63-1417	0～6歳児(就学前)	①0～3歳児(4歳の誕生日)…一部負担金の全額助成 ②4～6歳児…市民税課税世帯は1カ月に支払った入院・通院費の一部負担金の合計から3,000円を差し引いた額を助成。市民税非課税世帯は一部負担金の全額を助成。	誕生日または転入日から	・健康保険証、預金通帳、印鑑 ・1月2日以降の転入は前住所地の所得・課税証明書
ひとり親家庭等医療費助成 子育て支援課 ☎ 63-1417	◆ひとり親家庭などで満20歳未満の児童を扶養している父または母 ◆ひとり親家庭などの児童 ◆父母のいない児童 ※満18歳になった以降の最初の3月31日まで	1カ月に支払った一部負担金の合計の3分の2を助成	申請日の翌月の初日	・健康保険証、預金通帳、印鑑 ・戸籍謄本 ・1月2日以降の転入は前住所地の所得・課税証明書
重度心身障害者医療費助成 福祉課 ☎ 63-1406	◆身体障害者手帳1・2級の人 ◆療育手帳A1・A2判定の人 ◆精神障害者保健福祉手帳1級の人	1医療機関または1施術ごとに1カ月に支払った一部負担金から、次を差し引いた額 ・入院2,040円 ・入院外※1,020円	申請日の翌月の初日	・健康保険証、預金通帳、印鑑 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか ・1月2日以降の転入は前住所地の所得・課税証明書

※通院、訪問看護、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術

- 一部負担金には、調剤薬局の一部負担金を含みます。
- 他の制度（健康保険の高額療養費、家族療養附加給付金など）から給付される場合は、これを一部負担金から差し引いた額が助成対象です。
- 乳幼児医療費助成とひとり親家庭等医療費助成は、1カ月に複数の医療機関などに支払った一部負担金の合算額が対象です。

- 助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。
- 所得により助成を停止する場合があります。（重度心身障害者・ひとり親等医療費は8月、乳幼児医療費は7月に前年度の所得調査を行います）

福祉課 ☎ 63-1406・子育て支援課 ☎ 63-1417

ご存知ですか？障がい者への手当制度

特別障害者手当・障害児福祉手当
・特別児童扶養手当

在宅の重度障がい者に対し、障がいのために生じる負担の手助けとして手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

●支給要件

種類	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
対象	20歳以上の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする人	20歳未満の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常で常時介護を必要とする人	20歳未満の身体または精神に中度以上の障がいを持つ児童を監護する父・母または父母に代わって児童を養育している人
支給できない条件	① 手当を受ける人、配偶者、生計を維持する扶養義務者いずれかの人の前年の所得が一定額以上である場合。 ② 障がい者が通所施設などを除く施設（例：老人ホームなど）に入所している場合。 ③ 障がい者が病院または診療所に3カ月以上入院した場合。	① 児童が通所施設、養護学校の寄宿舎を除く施設に入所している場合。 ② 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合。ただし、その全額が支給停止されている場合を除く。 ③ 児童の前年の所得や、児童の配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合。	① 手当を受ける人または児童が日本に住んでいない場合。 ② 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所している場合。 ③ 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合。ただし、その全額が支給停止されている場合を除きます。 ④ 手当を受ける人、配偶者、生計を維持する扶養義務者いずれかの人の前年の所得が一定額以上である場合。

福祉課 ☎ 63-1406